常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項

（目的）

第１条　この要項は、林業の振興及び市産材の利用拡大を推進するため、本要項に掲げる要件を満たした住宅の新築工事に係る経費について、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、常陸太田市補助金等交付に関する条例（昭和３０年常陸太田市条例第６１号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　助成金の交付を受けることができる者は、市内に自らが居住する住宅の新築を行う者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　新築に用いる木材の量は、２分の１以上が市内で生産された木材（以下「市産材」という。）であること。

(2)　住宅の建築工事（以下「建築工事」という。）完了後は、速やかに入居すること。

(3)　市税を滞納していないこと。

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、使用した市産材１立方メートルにつき３０，０００円（１，０００円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。）とし、助成金の限度額は６００，０００円とする。

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前までに常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　住宅の図面（案内図、平面図、木びろい表及び市税の納付状況確認に関する同意書）

(2)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第５条　市長は、前条に定める申請書を受理したときは、当該申請に係る内容等を審査し、適当と認めたときは、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第６条　助成金の交付決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更しようとするときは、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金変更承認申請書（様式第３号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更を承認したときは、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金変更承認通知書（様式第４号）により、当該対象者に通知するものとする。

　（完了届）

第７条　対象者は、建築工事が完了したときは、速やかに建築工事完了届（様式第５号）及び市産材使用証明書（様式第６号）を第４条の規定により申請した年度の翌年度の３月３１日までに市長に提出しなければならない。

　（額の確定）

第８条　市長は、前条に定める完了届を受理したときは、現地で完了確認を実施し、適正と認めたときは、助成金の額を確定し、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金の額の確定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第９条　申請者は、前条の規定により助成金の額が確定したときは、当該確定日から起算して３０日以内に常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付請求書（様式第８号）により、市長に請求しなければならない。

（助成金の返還）

第１０条　市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　助成金の交付を受けた年度の次年度において、市内に居住又は使用していないとき。

(2)　条例又はこの要項に違反したとき。

（その他）

第１１条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和６年３月３１日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

　（経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

　常陸太田市長　殿

建築主

〒　　　　―

住所

氏名

（電話　　　―　　　―　　　）

常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付申請書

　常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第４条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

　１　申請内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 申請額等 | 算定基礎等 |
| 市産材利用住宅  建築助成金 | 円 | 市産材使用量　　　　　立方メートル×30,000円  限度額600,000円  （1,000円未満切捨て） |

　２　建築工事等の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 建築場所 | 常陸太田市 |
| 建物延床面積 | 平方メートル |
| 市産材使用量 | 全体　　　立方メートルの内市産材　　　立方メートル使用 |
| 着工予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 完成予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 入居予定年月日 | 年　　月　　日 |

　３　添付書類

　 (1)　住宅の図面等（案内図、平面図、木びろい表及び市税の納付状況確認に関する同意書）

　 (2)　その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

常陸太田市長　　　　　　　　　印

常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった常陸太田市市産材利用住宅建築助成金の交付については、下記のとおり決定したので、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第５条の規定により通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 決定金額 | 算定基礎等 |
| 市産材利用住宅建築助成金 | 円 | 市産材使用量　　　　立方メートル×30,000円  限度額600,000円  （1,000円未満切捨て） |

　様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

　常陸太田市長　殿

建築主

〒　　　　―

住所

氏名

（電話　　　―　　　―　　　）

常陸太田市市産材利用住宅建築助成金変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定を受けた常陸太田市市産材利用住宅建築助成金を下記のとおり変更したいので、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第６条の規定により届出ます。

記

　１　変更の理由

　２　変更の内容（変更のある欄を記入してください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 申請額等 | 算定基礎等 |
| 市産材利用住宅  建築助成金 | （変更前　　　　　　　円）  変更後　　　　　　　円 | 市産材使用量　　　　　立方メートル×30,000円  限度額600,000円  （1,000円未満切捨て） |
| 建築場所 | 常陸太田市 | |
| 建物延床面積 | 平方メートル | |
| 市産材使用量 | 全体　　　立方メートルの内市産材　　　立方メートル使用 | |
| 着工予定年月日 | 年　　月　　日 |  |
| 完成予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 入居予定年月日 | 年　　月　　日 |

３　申請書に添付した書類で変更のあるものは添付してください

様式第４号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

常陸太田市長　　　　　　　　　印

常陸太田市市産材利用住宅建築助成金変更承認通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった常陸太田市市産材利用住宅建築助成金の変更については、下記のとおり承認したので、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第６条の規定により通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 承認金額 | 算定基礎等 |
| 市産材利用住宅建築助成金 | 円 | 市産材使用量　　　　立方メートル×30,000円  限度額600,000円  （1,000円未満切捨て） |

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

　常陸太田市長　殿

建築主

〒　　　　―

住所

氏名

（電話　　　―　　　―　　　）

建築工事完了届

　常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　建築工事等の報告 | |  |
| 建築場所 | 常陸太田市 | |
| 建物延床面積 | 平方メートル | |
| 市産材使用量 | 全体　　　 立方メートルの内市産材　　　 立方メートル使用 | |
| 着工年月日 | 年　　月　　日 | |
| 完成年月日 | 年　　月　　日 | |
| 入居又は使用年月日 | 年　　月　　日 | |

　２　添付書類

　 (1)　市産材使用証明書

　 (2)　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第７条関係）

市産材使用証明書

　下記住宅は、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第２条第１号に規定する市産材を利用した住宅であることを証明します。

　　　　年　　月　　日

製材所等　住 所

名 称

氏 名

（電話　　　―　　　―　　　）

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請者　　住所  　　　　　　　氏名 |  |
| ２　建築地 | 常陸太田市 |
| ３　建築業者　住所  　　　　　　　名称  　　　　　　　氏名 |  |

(注)　枠内は建築主が記入してください。

様式第７号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

常陸太田市長　　　　　　　　　印

常陸太田市市産材利用住宅建築助成金の額の確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで届出のあった常陸太田市市産材利用住宅建築助成金の交付については、下記のとおり確定したので、常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第８条の規定により通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 確定金額 | 算定基礎等 |
| 市産材利用住宅建築助成金 | 円 | 市産材使用量　　　　立方メートル×30,000円  限度額600,000円  （1,000円未満切捨て） |

様式第８号（第９条関係）

年　　月　　日

　常陸太田市長　殿

建築主

〒　　　　―

住所

氏名

（電話　　　―　　　―　　　）

常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付請求書

常陸太田市市産材利用住宅建築助成金交付要項第９条の規定により、下記のとおり請求します。

　　　　　　　　　　　　　円

【振込口座】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 種別 | 普　通　　　　当　座 | | |
| 口座番号 |  | | |
| （フリガナ）  口座名義 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |

※振込先の口座が分かる書類の写しを添付すること。